

本規程の内容については、2026 年 5 月 25 日開催の学校法人新田塚学園理事会にて確認済みである。

学校法人新田塚学園役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人新田塚学園（以下「本法人」という。）の業務に従事する役員の報酬及び退職慰労金等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員とは、本法人の理事、監事及び評議員をいう。

(役員の報酬)

第 3 条 役員の報酬は、常勤役員については年俸とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の規定に関わらず、主に業務監査を担当する監事については報酬を支給する。

3 本法人の職員が役員を兼ねるときは、役員の報酬は支給しない。

(年俸の額)

第 4 条 常勤役員及び監事の年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 理事長 15,000,000 円以内とする。

(2) 役職理事 3,000,000 円以上 6,000,000 円以下の範囲内で理事長が定める額とする。

(3) 監事 600,000 円以上 1,200,000 円以下の範囲で理事長が定める額とする。

(年俸の支給)

第 5 条 新たに常勤役員又は監事となった者には、その日から年俸を支給する。

2 常勤役員又は監事が退職し、又は解任されたときには、その日までの年俸を支給する。

3 常勤役員又は監事が死亡により退職したときには、その月の末日までの年俸を支給する。

4 第 1 項及び第 2 項の規程により年俸を支給する場合における当該月の日割計算の方法は、第 5 条により算出された月額に当該月の在職日数を掛け同月の暦日数で除した額とする。

(年俸の支払方法)

第 6 条 常勤役員及び監事の年俸は、年俸の額を 12 で除して得た額を毎月支給する。

ただし、3 月にあっては、年俸額からその年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

(報酬の支給月)

第 7 条 常勤役員及び監事の報酬の支給日は、給与規程に定める職員の例によるものとする。

2 非常勤役員手当の支給日は、出務後、すみやかに支払うものとする。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

- (1) 理事 日額 30,000 円とする。
- (2) 監事 日額 30,000 円とする。
- (3) 評議員 日額 30,000 円とする。
- (4) 前第1項、第2項及び第3項において午前、又は午後をそれぞれ半日とし、各々15,000 円とする。

(旅費)

第9条 常勤役員及び監事については、給与規程に定める職員の例によるものとする。

2 非常勤役員については、日当は支払わないものとするが、旅費、交通費等は給与規程に定める職員の例によるものとする。

(退職慰労金)

第10条 常勤役員については、退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金額の算出方法)

第11条 常勤役員の退職慰労金額は、退任時に適用される報酬月額、在任年数、業績等により算出する。

(退職慰労金額の決定)

第12条 退職慰労金は、理事会の決議を経たうえで、理事長が支給する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月23日から施行する。